



2026 年 7 月 14 日

各 位

会社名 スズキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 俊宏  
(コード：7269、東証プライム市場)  
問合せ先 財務本部長 大石 昌治  
(TEL. 053-440-2032)

業績連動型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| (1) 払込期日         | 2026 年 8 月 3 日                         |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 109,900 株                       |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 2,029.5 円                       |
| (4) 処分総額         | 223,042,050 円                          |
| (5) 処分予定先        | 当社の取締役 4 名 109,900 株 (※)<br>※社外取締役を除く。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、中期経営計画「By Your Side」に掲げた経営目標の達成と当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブ効果を一層高め、かつ、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象期間における財務・非財務等の業績評価指標の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）であって一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従うもの（以下、「譲渡制限付株式」という。）を対象期間終了後の一定時期に交付する、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。また、2025 年 6 月 27 日開催の当社第 159 回定時株主総会において、本制度に基づき、業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額 5 億円以内とすること、対象取締役に割り当てる株式数は、各対象期間につき 400,000 株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、第 160 期事業年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）を対象期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 4 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 223,042,050 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当社株式 109,900 株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、上記の現物出資に同意していること及び下記 3（4）の内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として支給いたします。なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数

1,964,586,400株に対し0.01%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 交付株式数の算定方法

交付株式数は、次の①と②の合計とし、100株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

- ① 基準交付株式数（※1）×90%×TSR評価係数（※2）  
（1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て）
- ② 基準交付株式数（※1）×10%×TSR以外の業績評価係数（※3）  
（1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て）

#### ※1 基準交付株式数

| 職位       | 株式数     | 員数 |
|----------|---------|----|
| 代表取締役社長  | 56,000株 | 1  |
| 代表取締役副社長 | 30,000株 | 1  |
| 取締役副社長   | 20,000株 | 1  |
| 取締役専務役員  | 16,000株 | 2  |

（注）上記の「員数」は、2025年6月27日時点における対象取締役です。

取締役専務役員（1名）については、第160回定時株主総会の終結時をもって任期満了により退任したため、譲渡制限付株式の交付は行われません。

#### ※2 TSR評価係数

当社のTSR ÷ 配当込みTOPIX成長率

当社のTSR = 
$$\frac{\text{対象期間最後の月（3月）の株価終値平均} + \text{対象期間の配当金額総額}}{\text{対象期間開始前の月（3月）の株価終値平均}}$$

配当込みTOPIX成長率 = 
$$\frac{\text{対象期間最後の月（3月）の配当込みTOPIX終値平均}}{\text{対象期間開始前の月（3月）の配当込みTOPIX終値平均}}$$

※2が110%を上回った場合は110%を上限に、90%を下回った場合は90%を下限に変動します。

#### ※3 TSR以外の業績評価係数

対象期間の一人当たり連結営業利益（為替影響を除きます。） ÷ 対象期間の前事業年度の一人当たり連結営業利益

※3が110%を上回った場合は110%を上限に、90%を下回った場合は90%を下限に変動します。

#### (2) 対象取締役に支給する金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に交付する個人別交付株式数（上記（1）で算定）に、当社株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値とします。）を乗じた額とします。

### (3) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に譲渡制限付株式を交付するものとします。なお、譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

- ① 譲渡制限付株式の割当ての対象となる職務執行期間（前事業年度に係る定時株主総会の開催日から当該事業年度に係る定時株主総会の開催日の前日までの期間をいう。）中に対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を合理的に調整します。また、上記①にかかわらず、譲渡制限付株式が交付されるまでに任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を退任した場合、譲渡制限付株式の交付に代えて、対象取締役に対する上記金銭報酬債権の額とあわせて年額5億円の範囲内で、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

### (4) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要

#### ① 譲渡制限の内容

割当対象者は、当社株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものとしています。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしています。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとしています。

⑤ マルス・クローバック条項

当社は、本譲渡制限期間及び譲渡制限の解除後において、割当対象者に不法行為又は法令違反等があったと当社取締役会が認めた場合、当該割当対象者が保有する本割当株式又は譲渡制限が解除された当社株式の全部又は一部の返還を求めることができるものいたします。

⑥ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の前営業日（2026 年 7 月 13 日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,029.5 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上